D００３　糞便検査
1　潜血反応検査　9点
2　糞便中虫卵検出（集卵法）、糞便中ウロビリン、糞便中ウロビリノゲン　15点
3　糞便塗抹顕微鏡検査（虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。）　20点
4　糞便中虫体検出　23点
5　糞便中脂質　25点
6　糞便中ヘモグロビン定性　37点
7　糞便中虫卵培養検査　40点
8　糞便中ヘモグロビン　42点
9　糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン　57点
10　糞便中キモトリプシン　80点

D００４　穿刺液・採取液検査
1　胃酸度測定　15点
2　ヒューナー検査　20点
3　胃液又は十二指腸液一般検査　55点
4　髄液一般検査　62点
5　精液一般検査　70点
6　頸管粘液検査　75点
7　子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ定性、涙液中総IgE定性　100点
8　子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ　135点
9　膣分泌液中乳酸脱水素酵素（ＬＤ）半定量　170点
10　マイクロバブルテスト　200点
11　関節液中コンドロカルシン　300点
12　羊水中肺サーファクタントアポ蛋白（ＳＰ―Ａ）　380点
13　IgGインデックス　460点
14　髄液オリゴクローナルバンド　560点
15　髄液ＭＢＰ　620点
16　髄液蛋白免疫学的検査　区分番号Ｄ０１５に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数
17　髄液塗抹染色標本検査　区分番号Ｄ０１７に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査の例により算定した点数
18　その他　検査の種類の別により区分番号Ｄ００７に掲げる血液化学検査又は区分番号Ｄ００８に掲げる内分泌学的検査、区分番号Ｄ００９に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号Ｄ０１０に掲げる特殊分析の例により算定した点数
注　区分番号Ｄ００７に掲げる血液化学検査又は区分番号Ｄ００８に掲げる内分泌学的検査、区分番号Ｄ００９に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号Ｄ０１０に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。

D００４―２　悪性腫瘍組織検査
1　悪性腫瘍遺伝子検査　2,000点
2　抗悪性腫瘍剤感受性検査（ＨＤＲＡ法又はＣＤ―ＤＳＴ法）　2,000点

（血液学的検査）

D００５　血液形態・機能検査
1　赤血球沈降速度　9点
注　当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。
2　網赤血球数　12点
3　血液浸透圧、鼻汁喀痰中好酸球検査　15点
4　好酸球数　17点
5　末梢血液像　18点
注　特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ27点を加算する。
6　末梢血液一般検査　21点
7　血中微生物検査　40点
8　赤血球抵抗試験　45点
9　自己溶血試験、血液粘稠度、ヘモグロビンA_{1C}（HbA_{1C}）　50点
10　ヘモグロビンＦ（HbF）　60点
11　動的赤血球膜物性検査　130点
12　デオキシチミジンキナーゼ（ＴＫ）活性　240点
13　ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ（TdT）　250点
14　骨髄像　880点
注　特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ40点を加算する。
15　モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査（一連につき）　1,000点

D００６　出血・凝固検査
1　出血時間　15点
2　プロトロンビン時間、凝固時間、トロンボテスト　18点
3　血餅収縮能、毛細血管抵抗試験　19点
4　フィブリノゲン、クリオフィブリノゲン検査　23点
5　トロンビン時間　25点
6　蛇毒試験、トロンボエラストグラフ、ヘパリン抵抗試験　28点
7　活性化部分トロンボプラスチン時間、ヘパプラスチンテスト　29点
8　血小板凝集能　50点
9　血小板粘着能　65点
10　アンチトロンビンⅢ　70点
11　フィブリン分解産物（ＦＤＰ）、プラスミン、全血凝固溶解時間測定（Ratnoff法等）、血清全プラスミン測定法（血清ＳＫ活性化プラスミン値）、プラスミン活性値、α_1―アンチトリプシン　80点
12　フィブリンモノマー複合体定性　95点
13　プラスミノゲン、凝固因子インヒビター定性（クロスミキシング試験）　100点
14　フィブリノゲン分解産物　120点
15　Ｄ―Ｄダイマー定性、α_2―マクログロブリン、アンチプラスミン、フォン・ウィルブランド因子活性　140点
16　ＰＩＶＫＡⅡ、Ｄ―Ｄダイマー　150点
17　凝固因子インヒビター、フォン・ウィルブランド因子抗原　160点
18　プロテインＳ、α_2―プラスミンインヒビター・プラスミン複合体　170点
19　血小板第４因子（PF_4）、β―トロンボグロブリン　180点